

「八尾市男女共同参画センター事業」委託業務仕様書

1、 事業の趣旨・目的

本市では、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」に基づき、男女共同参画の拠点施設として「八尾市男女共同参画センター「すみれ」（以下、「センター」という。）」を設置し、性別にかかわらずすべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、情報発信や啓発事業、相談事業などを行っている。さらに、令和4年度の下半期は、孤独や不安を抱える女性が社会と前向きにつながることを後押しするため、相談体制の強化や、夢や希望の実現に向けた活動の機運を醸成するためのセミナー・交流会の開催をする。

男女共同参画の視点から既存の制度において光が当たりにくかった層の女性が、社会において活躍できるよう積極的なアプローチをするとともに、関係機関等との連携を強化し、自ら目標を探し自分らしく活躍するための後押しをすることを目的として実施する。

2、 実施期間

令和4年10月1日～令和5年3月31日

なお、業務の執行状況により、「5、事業内容」に掲げる（1）～（4）の業務については、次年度についても業務委託を予定する。

ただし、予算措置の状況によっては、この限りでない。

3、 実施場所

大阪府八尾市本町3丁目9-7 八尾市公園管理事務所 内

なお、契約期間内で八尾市本町2丁目4-10 社会福祉会館 内に移転予定である。

（執務室…約48㎡、相談室…約24㎡）

4、 開所日時

開所日：休所日を除く月曜日から金曜日、午前9時から午後5時まで

休所日：土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

なお、事業の実施などが必要な場合は、休所日である日に開所することを指示する場合がある。

5、 事業内容

- （1）八尾市男女共同参画センター受付管理運営業務
- （2）啓発事業企画運営業務
- （3）女性相談業務
- （4）女性のための特設法律相談業務
- （5）孤独や不安を抱える女性への支援業務

6、 委託料上限額

6,838,067 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、「5、事業内容」に掲げる（5）の業務は、令和4年度地域女性活躍推進交付金を活用した事業であり、委託料の上限額は4,226,139 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、（1）～（4）の業務の委託料の上限額は2,611,928 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7、 事業の詳細

（1） 八尾市男女共同参画センター受付管理運営業務

男女共同参画の視点を持ったスタッフを常駐させ、下記の業務を適切に行うこと。

配置された者が、適切に業務を遂行できないときは、代わりの者を配置させること。

1 施設管理に関すること

- ・執務室等の鍵は受託者で管理し、開所時間までに開錠すること。また、閉所時間後は、速やかに片付けを行い適切に施錠すること。
- ・センターの使用者（個人、団体を問わず）に、次のア～ウに掲げる事項を遵守するよう、必要に応じ説明すること。
 - ア）営利、政治及び宗教活動をしないこと。
 - イ）センターの資料等は丁寧に取り扱い、汚損、損傷又は滅失しないこと。
 - ウ）その他センターの管理、運営上、必要な指示に従うこと。
- ・センター内を清潔に保てるよう清掃及び整理整頓を行うこと。
- ・本業務に関する消耗品や図書については、受託者と協議の上、八尾市にて購入する。
- ・適切に消耗品及び備品管理を行い、問題が生じたときは速やかに八尾市に報告すること。備品の故障等による修繕費は八尾市が負担するが、管理を行う者の責によるものについてはその限りではない。
- ・センター内の図書、資料等を利用者が適切に閲覧、視聴できるよう管理すること。
- ・八尾市が定める様式を用い、利用状況及び実施事業等を翌月10日までに八尾市に提出すること。
- ・契約期間終了後、速やかに、利用状況やその他事業の運営状況などを記載した事業報告書を八尾市に提出すること。

2 受付業務に関すること

- ・女性相談及び女性のための特設法律相談の予約を受けるときは、受付簿に必要事項（相談希望者の氏名及び連絡先等）を記入の上、受付を行うこと。キャンセルが出た場合にも迅速に対応できるよう、受け付けることとし、受付ごとに八尾市に連絡すること。
- ・図書の貸出を希望する者には、貸出受付票に必要事項（貸出希望者の氏名及び連絡先等）を記入いただき、受付後は記録簿にて管理すること。また、適切に返却してもらえるよう対応することとし、貸出期間（2週間）を過ぎても返却のない者に対しては、適宜連絡を行うこと。
- ・その他、センター利用者から相談や問い合わせがあった場合は、誠実に対応し、必要に応じて八尾市の他事業を案内するなど総合的な支援を行うこと。

3 情報の発信に関すること

- ・「すみれだより」（A4両面印刷、2ページ）を2回程度発行し、八尾市が指示する公共施設等に送付すること。ただし、印刷は八尾市が行う。
 - ・男女共同参画及び女性活躍推進に関する書籍を選定し、新着図書やブックフェア等で、適宜、情報発信に努めること。なお、書籍は八尾市にて購入する。
 - ・市民等から情報提供の希望があった場合は、センター所蔵の資料等を活用し情報提供に努めるなど、誠実に対応すること。
 - ・センター内の壁面や掲示板等を利用し、わかりやすく情報発信に努めること。
 - ・既存のFacebookを使用し、情報発信に努めること。
 - ・センターに関する概要、事業内容のほか、八尾市主催事業など、男女共同参画及び女性活躍推進に関わる事業を掲載できるようホームページを制作し、情報発信に努めること。
 - ・その他、八尾市が求める内容について、積極的に情報発信に努めること。
- 4 困りごとを抱える女性へのサポートに関すること
- ・女性相談を通じて生理用品の配布や関係機関での支援につなげること。シングルファザー等に対しても、必要に応じて生理用品の配布や助言等を行うこと。
- 5 センターを活用した女性活躍推進のための支援事業の実施
- ・「女性活躍推進のための会議室を活用した料講座実施要綱」に基づき、無料講座等の実施者に対し、備品の貸与や情報発信等に協力すること。
- 6 打ち合わせや男女共同参画及び女性活躍推進に関する会議等への出席について
- ・八尾市と打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、八尾市に提出すること。その他、八尾市が求める男女共同参画及び女性活躍推進に関する会議等に出席すること。
- 7 報告等に関すること
- ・報告・連絡・相談を徹底し、問題が生じたときは、速やかに八尾市に報告すること。
 - ・運営業務日報及び各事業ごとに各月、運営業務報告書の提出すること。また、契約期間終了後には、事業報告書等を提出すること。
- 8 男女共同参画に関する調査、研究に関すること
- ・八尾市の指示に従い、必要な資料提供や調査、研究に協力すること。
- 9 その他
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、八尾市と協議の上、書面にて決定すること。

（２） 啓発事業企画運営業務

- ・契約期間内に啓発イベントを1回開催すること。
- ・事業企画については、企画書を事業実施の2か月前までに八尾市へ提出し、企画書素案をもとに八尾市と協議の上、決定すること。
- ・当日は、会場設営及び撤収等を行い、円滑な業務の遂行に努めること。
- ・事業実施後は、実施報告書を作成し、アンケート結果とあわせて、翌月10日までに八尾市へ提出すること。
- ・「すみれだより臨時号（A4両面印刷、フルカラー、片観音織6ページ、2000部）」として啓発事業内容をまとめたリーフレットを作成し、事業者にて印刷の上、発行し、八尾市が指示する公共施設等に送付すること。

しができる専門的な資格等を有する相談員を1人以上常駐させること。

- ・ 随時、課題解決に向けた助言や関係機関との連携を図ること。
- ・ 夢や希望の実現に向けた活動の機運を醸成する「セミナー・交流会」を開催すること。
- ・ 「セミナー・交流会」の実施日は、令和4年10月27日（木）、11月22日（火）、12月13日（火）、令和5年1月23日（火）、2月17日（火）3月14日（火）とし、八尾市が確保する90人規模の会場で実施すること。
- ・ いずれも午前中で実施し、講座はそれぞれ90分程度とすること。
- ・ 専門機関や地域、社会とのつながりを持たせ、個性と能力の発揮へ繋げること。
- ・ 男女共同参画の視点から既存の制度において光が当たりにくかった層の女性に向けた啓発を行うこと。
- ・ 認知度向上、周知につながるよう窓看板（ウィンドウサイン）および置き看板等を作成すること。

8、 留意事項

- （1）個人情報の保護の重要性を認識し、八尾市個人情報保護条例（平成10年条例第15号）及びその他の個人情報に関する法令を遵守すること。
- （2）個人情報及びその他業務の処理に伴い知り得た情報は他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- （3）本事業の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については八尾市に帰属する。
- （4）業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、八尾市の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- （5）コロナウイルス感染対策として、状況に合わせ、オンライン開催にするなど開催方法について検討し、八尾市と協議の上、決定すること。
- （6）施設の賃料、光熱水費、電話回線使用料等については、八尾市の負担とする。
- （7）ホームページ制作および維持管理（サーバー費用等を含む。）、パソコン、インターネット回線、その他インターネット通信に必要な環境を整備し、その費用は受託者の負担とする。
- （8）移転料は、八尾市の負担とする。
- （9）移転に伴う休所期間中は、八尾市の指示に従い、備品の箱詰め等必要な作業を行うこと。
- （10）八尾市と本事業の委託契約を締結する際は、別途、詳細を協議するものとする。
- （11）仕様書に定めのない事項又はコロナウイルス感染拡大や社会情勢により業務内容に変更が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- （12）その他、事業の実施に際しては八尾市の指示に従うこと。

別紙 令和4年度地域女性活躍推進交付金を活用した事業
孤独や不安を抱える女性への支援事業について

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書（つながりサポート型：抜粋）

1. 個別事業名	孤独や不安を抱える女性への支援「ふらっとすみれ」～寄り添い・支援する～			
2. 個別事業の事業目標		目標・K P I	目標値（時点）	現状値（時点）
	(1) 事業目標	八尾市男女共同参画センター「すみれ」の認知度 ※男女共同参画についての市民意識調査	50.0（R7）	7.9（R元）
	(2) 事業K P I	ふらっとすみれ女性相談利用者数	50（R4）	
		ふらっとすみれセミナー・交流会参加者満足度	85%（R4）	
3. 個別事業の事業内容	八尾市男女共同参画センター事業受託者への委託により、センターの機能を強化し（ふらっとすみれ）、コロナ禍で孤独や不安を抱える女性が気軽に立ち寄り、社会との絆・つながりを回復することをめざすとともに、夢や希望を実現し自分らしく活躍できるよう寄り添い、支援を行う。 ①ふらっとすみれ女性相談：女性相談員を増員（常勤1名）し、面談、電話での女性相談に常時対応する。また、ファシリテートにより、来所者同士の交流の促進を図る。 ②ふらっとすみれセミナー・交流会：夢や希望の実現に向けた活動の機運を醸成するとともに、参加者同士のつながりの形成を促進できるよう開催する。 ③女性の自立を促す施策として起業・就労支援が求められていることを踏まえ、「男女共同参画のためのデジタルチャレンジ支援プロジェクト」と連携することで、活動に向けた意欲形成を図るとともに、夢の実現に向けた歩みを具体化させる。 ④ふらっとすみれ来所者同士の交流のみならず、必要に応じて専門機関による支援や、地域をはじめとする様々なつながりに結び付け、女性が社会とのつながりの中で自信をつけていくことができるよう、委託事業者と八尾市が連携して来所者一人ひとりに寄り添った支援を行う。			
	「官民連携」	八尾市と包括連携協定を締結する企業に対し、顧客への事業周知、ニーズ把握を行うこと。		
	「地域連携」	大阪府、府内各市に事業効果を共有することで、今後の取組の参考にする。		
	「政策連携」	包括連携協定を活かした事業展開や、関係部局と連携することで、ふらっとすみれの参加者に対し他の取組みを紹介し、活動の意欲形成や具体的な行動につなげる。		